

お知らせ

介護保険

●令和2年度介護保険料の納付をお願いします

7月中旬までに第1号被保険者（65歳以上）の方で、特別徴収（年金からの天引き）の方には介護保険料特別徴収開始通知書を、普通徴収（特別徴収以外）の方には令和2年度分の納入通知書または口座振替通知書を、それぞれ郵送します。詳しくは、通知書に同封したお知らせをご覧ください。

・転入等された方

①今年7月以降に転入された65歳以上の方には、転入月またはその翌月に納入通知書を送付します。
②今年7月以降に満65歳になる方には、満65歳到達月またはその翌月に納入通知書を送付します。

※満65歳到達月とは、生まれた日の前日の属する月となります。

●介護保険料の一部軽減

消費税増税に伴い、所得の少ない方の実質的な負担増が生じないように、第1～第3段階の介護保険料額を軽減します。

す。詳しくは、通知書に同封したお知らせをご覧ください。

●介護サービス利用料負担軽減事業

介護保険で受けられるサービスの利用料自己負担額の一部を軽減する事業です。

①住民税非課税世帯に属する方（世帯分離している配偶者が課税されている場合は対象外）
②預貯金等が単身で1,000万円未満、夫婦で2,000万円未満の方
※令和元年度の軽減認定を受けている方には、申請書を後日送付します。

※介護サービス利用後、サービス利用料の自己負担額軽減費を受け取るためには、助成申請が必要です。軽減認定をお持ちの方は、介護サービスをご利用後、忘れずに助成申請をしてください。

④ 福祉課 2123

令和2年度分国民健康保険税

国民健康保険の被保険者の方には、令和2年度分の国民健康保険税納税通知書を世帯主あてに、7月中旬までに送付します。

○特別徴収（年金からの天引き）対象の方：保険税額決定

通知書を送付します。

○普通徴収対象の方：納税通知書または口座振替通知書を送付します。

○年度途中に資格取得した方、今年6月以降に転入・社会保険などからの脱退等で資格を取得された方：7月以降に順次納税通知書を送付します。
○今年5月以降に資格を喪失した方：転出・社会保険などに加入等で国保の資格喪失した月の前月分までの保険料が賦課されます。

※転出・社会保険等に加入された方は、必ず保険医療課に国保の資格喪失の届出をしてください。

④ 保険医療課 2172

高齢受給者証をお送りします

町の国民健康保険に加入している70歳から74歳までの方に、負担割合の判定を行った新しい高齢受給者証を7月20日ごろ送付します。

8月以降に医療機関等で受診する場合は、窓口で新しい高齢受給者証と保険証を一緒に提示してください。
※10月1日から高齢受給者証と国民健康保険証が一体化することに伴い、今回送付することに伴い、今回送付する

高齢受給者証の有効期限は9月30日までとなります。

④ 保険医療課 2172

後期高齢者医療保険

●令和2年度分後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療制度の被保険者の方には、令和2年度分の保険料額決定通知書等を7月中旬までに送付します。

○特別徴収（年金からの天引き）対象の方：保険料額決定通知書を送付します。

○普通徴収対象の方：納付通知書または口座振替通知書を送付します。

○年度途中に資格取得した方、今年6月以降に転入・75歳到達等で資格を取得された方：7月以降に順次納付通知書を送付します。

○今年5月以降に資格を喪失した方：転出・死亡等で資格喪失した月の前月分までの保険料が賦課されます。

●後期高齢者医療被保険者証の更新

後期高齢者医療の被保険者の方に対し、保険医療機関での負担割合（1割または3割）を前年の所得をもとに判定し、7月中に新しい被保険者証（緑色）を送付します。

広告

故人への思い あなたをら...

真心こめたぬくもりある
優しい葬儀を
ご提供させていただきます。

上尾伊奈斎場(つづじ苑)

商工葬祭

年中無休 24時間対応 霊安室完備

商工葬祭

〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室5215-1 <http://www.shoukousousai.co.jp/> 商工葬祭 検索

0120-455-175 **048-720-1971**

町税等の 納期のお知らせ

納付は納期限までにお忘れなく

納期限 7月31日(金)

- ①固定資産税 **2期**
- ②国民健康保険税 **1期**
- ③介護保険料 **1期**
- ④後期高齢者医療保険料 **1期**

納期限内の納付をお願いします。

町税等の納付は、便利な口座振替をご利用ください。口座振替申込書は、納付書に同封されているほか、役場収税課・福祉課・保険医療課窓口にあります。通帳および通帳使用印をご持参のうえ、役場各窓口または取扱金融機関でお申し込みください。

※口座振替の開始は、申込月の翌月末以降の納期分からとなります。

- ☎ ①②収税課 ☎2142
③福祉課 ☎2124
④保険医療課 ☎2175

●国民年金保険料の免除制度
国民年金の第1号被保険者（自営業者・農業者・フリーターなど）で、経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合に、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」（50歳未満の方）がありますので、保険医療課窓口で手続きをしてください。令和2年度の免除等の受付は、7月1日から開始され、

保険料免除制度

有効期限▼令和3年7月31日
※有効期限が過ぎた被保険者証（紫色）は、保険医療課へ返却するか、ハサミをいれるなどして厳重に処分してください。
☎ 保険医療課 ☎2175

令和2年7月分〜令和3年6月分までの期間を対象として、前年の所得に基づき審査を行います。また、申請ができる過去期間については、申請書を提出した日から2年1か月前までとなります。
※失業や災害などを理由とするときは特例があります。詳しくはご相談ください。
※免除等は、前年の所得を基準としますので、所得の申告は忘れずに行ってください。
●保険料免除等の臨時特例
新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した方に対する保険料免除等の「臨時特例」の措置が設けられました。詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。

☎ 保険医療課 ☎2173、

年金加入者ダイヤル ☎057
010031004

伊奈町「あんしんカード」を配付しています

あんしんカードは、高齢者や障がいのある方が必要事項を記入し、携帯することで、緊急時や災害時、日常生活のなかで困ったときに「手助けが必要な方」と「手助けをする方」を結ぶカードです。福祉課窓口で希望者に無料で配付しています。



高齢者や障がいのある方が困っている様子を見かけたときは、声かけをお願いします。
☎ 福祉課 ☎2126

認知症の人にやさしい地域づくりを目指して

「近所での見守りや声かけ」「店舗などでのちょっとしたお手伝い」等、誰でも認知症の方の自立を手助けすることが出来ます。

町では、身近な支援者「認知症サポーター」の養成を進めています。

地域のグループや活動する団体などで、認知症サポーター養成講座を開催しませんか。講座の開催を希望する方は、お気軽にご相談ください。

広 告

☎・☎ 福祉課 ☎2125



▲サポーターのしるし「オレンジリング」

伊奈町にある大学で働いてみませんか？
日本薬科大学では、ただいま清掃スタッフ・植栽スタッフ・調理補助スタッフを募集しています！

日本薬科大学
〒362-0806 伊奈町小室10281
日本薬科大学 総務課人事担当 池田(いけだ)まで
お気軽にお問い合わせ下さい。 ☎0120-71-2293

おかげさまで創業50年
外構工事・墓石工事

とう せい
有限会社 東 成

TEL 048-722-3020 FAX 048-722-7621
伊奈町大字小室5506-2 (いな穂街道沿い)